

議長就任のあいさつ



この度の臨時議会におきまして、議員各位のご推挙をいただき議長の要職に就任することとなりました。

置づけ、円満で活発な議会運営を目指して、誠心誠意最善の努力を尽くす所存であります。

現在の鏡石町は多くの課題を抱えておりますが、財政の健全化や行政改革への取組みは大変重要となつております。

議会は町民のために審議し、決定をしていくことが基本でありますので、町民皆様のご支援とご協力を心からお願ひ申し上げまして、就任のあいさつといたします。

じてゐる次第でありま  
す。

議会は、それぞれの主  
義主張を異にする議員に  
よつて構成されていると  
はいえ、議長としての職  
務を全うするためにも、  
公正、公平を旨として、  
「町執行の監視役」と位  
當選3回

昭和22年10月25日生  
(61歳)

鏡石町農業委員会会长、  
総務文教常任委員長、  
議会運営委員長を歴任

議員紹介

(※○内の数字は議席番号)



## 各委員会の構成を決定

ことです。専決処分された事件については、次の議会で報告し、承認を求めなければならぬものです。

## 各委員会の構成を決定

各委員会の構成は次の  
りです。 (※敬文)

◎常任委員会

◎ 營務文教常任委員會

この委員会では、企画、総務、財政、教育関係の調査や審査を行います。

議案1件を議決  
報告12件、

第4回町議会臨時会では、町税条例等の一部を改正する条例、町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、町一般会計を含む各特別会計補正予算を專決処分した事件が承認され、防災行政無線機購入契約の締結に関する議案が議決されました。

専決処分とは、地方公共団体の長が議会の議決などを得なければならない事件について、地方自治法の規程に基づいて、議会の議決、決定の前に地方公共団体の長が処理する



※議員定数

- ・議員定数減少条例（昭和30年3月）  
法定数 26人  
町条例定数 16人
  - ・議員定数条例（平成14年12月）  
法定上限数 22人  
町条例定数 14人（平成15年4月統一選挙から）

## 【議会の傍聴】

町民の皆さんのが自分たちの身近な問題が、どのように審議され、決定されていくか、また、皆さんのが選んだ議員さんが、どのように意見や要望を反映させてくれているのかなど、会議の状況を傍聴することができます。

傍聴は、簡単な手続きでできますので、お気軽にお出かけ下さい。

# 町議会の構成が変りました

～議長に今泉文克 議員が就任～